

◆ 活動の内容（処理方法）

1 清掃活動により収集したごみについて

- a 紙くず、吸殻などの可燃ごみは、家庭ごみとして、可燃ごみ収集日に出してください。
- b 空き缶、空きビン、ペットボトル等は、各々の収集日に収集場所へ出してください。また、リサイクルできないものは、不燃ごみ収集日に出してください。
 - ・空き缶、空きビン(リサイクルできるもの) → 資源ごみ
 - ・ペットボトル、トレー(リサイクルできるもの) → 資源回収
 - ・プラスチック、発泡スチロール類等 → 不燃ごみ
- c 除草した草は、家庭ごみとして可燃ごみ収集日に出してください。ただし、大量になる場合はアダプト担当者（あなたのグループを受け持つ職員）までご相談ください。
- d 犬等ペットのふんは、飼い主が処理するものです。万が一あった場合は、可燃ごみとして収集日に出してください。
- e 管理区域の回収できない廃棄物（下記のもの）については、アダプト担当者までご連絡ください。
 - ・犬・猫等の動物の屍体
 - ・放置自転車・自動車などの大型廃棄物
 - ・その他処理できない廃棄物

2 情報提供について

管理区域に次のような事項がありましたら、アダプト担当者までご連絡ください。

- ・道路や関連施設の破損
- ・街路樹の損傷など
- ・その他

3 その他必要な活動について

市と実施団体の皆さんで協議して決定します。

◆ 活動の条件

- 1 活動回数は、月1回以上を原則とし、実施団体の方が活動できる範囲でお願いします。
- 2 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時以外の天候の良い日に活動してください。
- 3 交通量の多い道路では、交通安全上問題がありますので、幼児等の子供連れでの活動は行わないでください。
- 4 児童・生徒が活動の主体となる場合は、責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

◆ 活動中の事故等について

市では、実施団体の皆さんが活動中にケガをされた場合のために補償保険に加入していますので、万一事故等をされましたら直ちにアダプト担当者までご連絡ください。

◆ その他の届出

実施団体を辞退される場合や、代表者を変更するなどの場合は、アダプト担当者にご相談のうえ、届け出をしてください。